

犯罪被害にあうと、

命を奪われる、身体を傷つけられる  
財産を取られるなどの  
直接的被害ではありません。

被害後に生ずる身体と精神的な不調、  
捜査や裁判での負担、  
周囲の人のうわさや心ない言葉、  
報道による被害などに  
苦しめられることがあります。

## 中野区の支援

区では平成20年から専門の相談窓口を設けて、  
相談や情報提供を行うとともに、犯罪被害に理解の  
ある協力員を養成し、ご自宅へ派遣して家事援助  
などを行ってきました。

令和2年度からは、中野区犯罪被害者等支援条例  
を制定し、支援内容を充実しています。

犯罪被害者への支援を通じて、区では区民のみな  
さんが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を  
めざします。

まずはお電話ください

## 中野区犯罪被害者等相談支援窓口

電話 03-3228-5713

【受付時間】月～金 8:30～17:00  
(祝休日・年末年始を除く)

● FAX・電子メールでのご相談もお受けします

FAX 03-3228-5662

Eメール：hanzaihigaishasien@city.tokyo-nakano.lg.jp

### 相談窓口でお手伝いできること

- 犯罪被害等により生じた不安や問題などのお話を伺い、  
必要な情報を提供しながら支援していきます。
- おひとりで不安な場合、裁判所や病院などに同行し  
ます。
- 区役所での必要な手続きについて、ご案内します。
- 状況やご要望に応じて、関係機関へお繋ぎします。

より詳しい内容は中野区ホームページで  
ご覧いただけます

中野区 犯罪被害者支援

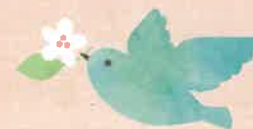


<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/401500/d001838.html>

中野区健康福祉部福祉推進課地域福祉推進係  
〒164-8501 中野区中野4-11-19 4階  
電話03-3228-5713 FAX03-3228-5662

## 犯罪被害にあわれた方へ 支援のご案内

ひとりで悩まず  
ご相談ください



# 中野区犯罪被害者等支援条例に基づきこんな支援が始まりました



## 経済的支援

犯罪被害にあわれた方に支援金を支給します。

- 遺族支援金30万円
- 遺族子育て支援金
  - >> 18歳以下の子ども一人につき30万円
- 重傷病支援金10万円



[対象者] 犯罪被害（死亡、重傷病）にあわれた区民及びその遺族

## 弁護士費用の助成

刑事裁判に被害者参加する場合の弁護士費用を助成します。また、法テラスの「民事法律扶助」の制度を使って、民事裁判等を行う場合の、弁護士費用を助成します。

- 上限20万円まで



[対象者] 犯罪被害（死亡、重傷病、性被害）にあわれた区民及びその遺族（区民）

## 日常生活支援

### ■ 家事援助、育児・介護援助、外出援助

犯罪被害により家事や介護が困難になった被害者のご自宅に、家事等を援助する協力員を無料で派遣します。（中野区社会福祉協議会のほほえみサービスの協力員の中で、一定の研修を受けた、犯罪被害に理解のある協力員に依頼します）

- 時間数 >> 合計60時間まで

[対象者] 犯罪被害（死亡、重傷病、性被害）にあわれた区民及びその遺族・家族（区民）

### ■ 配食サービス

犯罪被害により家事が困難になった被害者のご自宅に弁当を配達します。

- 1日2回を上限に配達
  - >> 被害発生後30日まで



[対象者] 犯罪被害（死亡、重傷病、性被害）にあわれた区民及びその遺族・家族（区民）

## 相談支援等

### ■ 精神的被害への支援

精神的な被害の回復のために受けたカウンセリング費用を助成します。

- 1回のカウンセリングに対し上限5,000円を助成 >> 助成回数10回まで

[対象者] 犯罪被害（死亡、重傷病、性被害）にあわれた区民及びその遺族（区民）

### ■ 法律問題への支援

犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士による相談の費用を助成します。

- 1回の法律相談に対し上限5,000円を助成
  - >> 助成回数3回まで

[対象者] 犯罪被害（死亡、重傷病、性被害）にあわれた区民及びその遺族（区民）

## 居住支援

犯罪被害により今までの住居に居住することが困難となった場合に、転居等の費用を助成します。

- ホテルの宿泊代、ウィークリーマンションの賃料、転居のための費用 >> 合計20万円まで

[対象者] 犯罪被害（死亡、重傷病、性被害）にあわれた区民及びその遺族（区民）

- これらの支援は中野区犯罪被害者等支援条例が施行された日（令和2年4月1日）以降に発生した犯罪被害を対象とします。なお、申請にはそれぞれ期限があります。
- 重傷病とは 犯罪被害による怪我や病気のために治療に1ヶ月以上を要すると医師が認めたものです。
- 区民とは中野区に住民登録のある方及びそれに類する方です。

その他、支援事業ごとに必要な要件がありますので詳細については犯罪被害者等相談窓口までお問い合わせください

